

千葉県コミュニティセンター設置管理条例施行規則

昭和54年3月31日

規則 第9号

(趣 旨)

第1条 この規則は、千葉県コミュニティセンター設置管理条例（昭和54年千葉県条例第5号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第2条 条例第8条第1項の規定によりコミュニティセンターの施設（ロビー、静養室、サンルーム、幼児室及び図書室並びに千葉市中央コミュニティセンターの健康づくりのフロア（以下「健康づくりのフロア」という。）を除く。次条第1項において同じ。）の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉県コミュニティセンター施設使用許可申請書（様式第1号）を条例第4条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、使用しようとする日の2月前から前日までの間受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 条例第8条第1項の規定により健康づくりのフロアの使用の許可を受けようとする者は、健康度測定を受けようとする日の前日までに健康度測定申込書（様式第2号）を市長に提出して、健康度測定受付カード（様式第3号）の交付を受けることにより使用の許可を受けなければならない。

(使用許可等)

第3条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉県コミュニティセンター施設使用許可書（様式第4号）を、許可しないときは千葉県コミュニティセンター施設使用不許可通知書（様式第5号）を、申請者に交付するものとする。

2 前条第1項及び前項の規定にかかわらず、コミュニティセンターの体育館、柔道場、剣道場、プール又はトレーニング室（以下この項において「体育施設」という。）を使用しようとする者は、千葉県コミュニティセンター体育施設使用券（様式第17号）を購入することにより、使用許可を受けるものとする。この場合において、所定の使用時間を超過して当該体育施設を使用しようとする者は、当該超過時間分の千葉県コミュニティセンター体育施設使用超過券（様式第18号）を購入するものとする。

(使用の取消し)

第4条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）がその使用を取り消すときは、あらかじめ、千葉県コミュニティセンター施設使用取消届（様式第6号）に、使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認め

たときは、この限りでない。

(使用許可に係る事項の変更)

第5条 使用者は、条例第8条第1項後段の規定により許可に係る事項を変更しようとするときは、千葉市コミュニティセンター施設使用許可事項変更許可申請書(様式第7号)に使用許可書を添えて、指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する申請書を受理した場合は、これを審査し、許可したときは千葉市コミュニティセンター施設使用許可事項変更許可書(様式第8号)を、許可しないときは千葉市コミュニティセンター施設使用許可事項変更不許可通知書(様式第9号)を、使用者に交付するものとする。

(使用許可の取消し)

第6条 指定管理者は、条例第10条の規定により使用許可を取り消したときは、千葉市コミュニティセンター施設使用許可取消通知書(様式第10号)を当該取消しに係る使用者に交付するものとする。

(利用料金の減免)

第7条 条例第13条に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が当該手帳を提示して使用する場合

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

ウ 市長が発行する療育手帳

(2) 前号に規定する手帳の交付を受けている者が主体となって組織する団体が使用する場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、特に必要がある場合として市長が定める場合

(利用料金の返還)

第8条 条例第14条ただし書に規定する規則で定める場合及びその場合に係る還付の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用不能となった場合
全額

(2) 使用期日の7日前までに使用の取消しを届け出た場合 8割

(使用料等の納付時期及び減免申請)

第9条 条例第15条第1項の使用料又は同項第2項の手数料は、健康度測定受付カードを提出するときに納付するものとする。ただし、市長がこれによることが適当でないと認めるときは、その定めるところにより納付することができる。

2 条例第15条第3項の規定により使用料又は手数料の減額又は免除を受けようとする者は、千葉市コミュニティセンター使用料等減免申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(図書の貸出し)

第10条 図書の貸出を受けようとする者は、図書貸出申込書(様式第12号)を提出して、あらかじめ登録を受け、図書貸出券(様式第13号)の交付を受けなければならない。

- 2 図書貸出券は、1人につき2枚以内とする。
- 3 図書貸出券の有効期間は、別に定める。

第11条 図書の貸出しを受けようとするときは、図書貸出券を提出しなければならない。

- 2 貸出しを受けることの出来る図書は、図書貸出券1枚につき1冊とし、貸出期間は2週間以内とする。
- 3 図書貸出券及び貸出しを受けた図書は、これを第三者に貸与し、又は譲渡してはならない。

(備品の貸与)

第12条 コミュニティセンターを使用する者は、コミュニティセンターの管理上支障のない限り、備品を借り受けることができる。

- 2 借受けた備品の返還に際しては、係員の点検を受けなければならない。

(公告)

第13条 市長は、条例第17条第1項の規定により公募しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) コミュニティセンターの名称及び所在地
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者にコミュニティセンターの管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (4) 条例第17条第3項の規定による申請(以下「指定申請」という。)に必要な書類の内容
- (5) 指定申請を受け付ける期間(以下「申請期間」という。)及び次条に規定する申請書の提出先
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定申請)

第14条 指定申請は、申請期間内に千葉市コミュニティセンター指定管理者指定申請書(様式第14号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出することにより行われなければならない。

- (1) 指定期間に属する各年度におけるコミュニティセンターの管理に関する事業計画書及び収支予算書
- (2) 指定申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書。ただし、指定申請の日の属する事業年度に設立された法人その他の団体(以下「法人等」という。)にあつては、その設立時における財産目録
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類及び法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 法人でない団体にあつては、役員(代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管

理人を含む。)の名簿

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、同項第1号に掲げる書類及び同項第5号に掲げる書類のうち市長が指定したものについて、申請期間内に提出することを要しないこととすることができる。この場合において、同項の規定により指定申請をした者は、市長が定める期日までに、これらの書類を市長提出しなければならない。

(指定)

第15条 市長は、条例第17条第4項の規定による指定をしたときは、千葉市コミュニティセンター指定管理者指定書(様式第15号)を指定した法人等に交付するものとする。

2 市長は、条例第17条第4項に規定する法人等でないと認めて、指定管理者として指定しないときは、千葉市コミュニティセンター指定管理者不指定通知書(様式第16号)を当該法人等に交付するものとする。

(告示)

第16条 条例第17条第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティセンターの名称
- (2) 指定管理者の名称、代表者及び主たる事務所の所在地
- (3) 指定管理者を指定した場合にあっては、指定期間
- (4) 指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部を停止した場合にあっては、その理由
- (5) 管理の業務の一部を停止した場合にあっては、当該停止した業務の範囲

(協定の締結)

第17条 指定管理者は、市長とコミュニティセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) コミュニティセンターの管理に関する事業計画に関する事項
- (2) コミュニティセンターの施設の使用の許可に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) コミュニティセンターの管理に要する費用に関する事項
- (5) コミュニティセンターの管理を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) コミュニティセンターの管理に関して保有する情報の公開に関する事項
- (7) 事業報告書(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第7項に規定する事業報告書を言う。以下同じ。)その他コミュニティセンターの管理に関する業務の報告に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書にコミュニティセンターの管理に関する収支決算書を添付して、市長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第19条 コミュニティセンターを使用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) コミュニティセンターの施設を損傷し、又は汚損しないこと。
- (3) 指定された場所以外で喫煙しないこと。

附 則

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 千葉市中央コミュニティセンター管理規則(昭和49年千葉市規則第46号)は、廃止する。
- 3 この規則施行前、この規則による廃止前の千葉市中央コミュニティセンター管理規則によりなされた行為は、この規則によりなされた行為とみなす。

附 則(平成4年3月31日規則第89号)

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月29日規則第4号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年1月18日規則第3号)

この規則は、平成13年2月15日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第35号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月11日規則第51号)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に7条を加える改正規定(第13条から第17条までに係る部分に限る。)及び様式第6号の次に3様式を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日までの使用に係る使用料の減額または免除については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

様式第1号

千葉県コミュニティセンター施設使用許可申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住所
団体名
氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
_____@_____

次のとおりコミュニティセンターの施設の使用を申請します。

使用日時	年 月 日 ()			
	・午前9時から午前11時まで ・午前11時から午後1時まで ・午後1時から午後3時まで ・午後3時から午後5時まで ・午後5時から午後7時まで ・午後7時から午後9時まで			
使用施設	コミュニティセンター名	千葉県 コミュニティセンター		
	室名			
使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
	人	人	人	人
使用目的				
利用料金	円			
使用備品				

暴力団の利益となる使用を制限するため、使用の許可等の決定に当たり、暴力団員による使用であるかを確認する必要がある場合は、所轄の警察署へ照会することがあります。

許可をした後に暴力団の利益となる使用であることが判明した場合は、許可を取り消します。

様式第 2 号

(平成 22 規則 43・全改)

健康度測定申込書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

フリガナ

氏名

生年月日

性別

年 月 日 男 ・ 女

住所

〒

連絡先電話

連絡先電子メールアドレス

@

職業

勤務先

所在地

〒

電話

次のとおり健康度測定を申し込みます。

希望コース名	標準 総合 メタボリック予防 女性健康
--------	---------------------

測定日

年 月 日 曜日

以前に当センターで測定したことがありますか	<input type="checkbox"/> いいえ
	<input type="checkbox"/> はい 年 月 日

千葉市健康増進センター

	扱 者	
--	--------	--

様式第 3 号

(平成 13 規則 50・全改、平成 20 規則 13・一部改正)

様

健康度測定受付カード

●あなたのご予約は、下記のとおりです。記載内容をご確認のうえ、お越しく
ださい。

	測定コース	標準・総合・メタボリック予防・女性健康	
	測定日	受付時間 年 月 日	

年 月 日

千葉市長

様式第4号

千葉県コミュニティセンター施設使用許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊟

次のとおりコミュニティセンターの施設の使用を許可します。

使用日時	年 月 日 ()			
	・午前9時から午前11時まで ・午前11時から午後1時まで ・午後1時から午後3時まで ・午後3時から午後5時まで ・午後5時から午後7時まで ・午後7時から午後9時まで			
使用施設	コミュニティセンター名	千葉市 コミュニティセンター		
	室名			
使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
	人	人	人	人
使用目的				
利用料金	円			
使用備品				
備考				

様式第5号

千葉市コミュニティセンター施設使用不許可通知書

第 年 月 日 号

様

指定管理者 ㊤

年 月 日付けで申請のあったコミュニティセンターの施設の使用については、次の理由により許可しないので通知します。

1 申請の内容

使用日時	年 月 日 ()			
	時から 時まで			
使用施設	コミュニティセンター名	千葉市 コミュニティセンター		
	室名			
使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
	人	人	人	人
使用目的				
使用備品				

2 許可しない理由

不服申立て等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提訴することができます。

様式第6号

千葉市コミュニティセンター施設使用取消届

年 月 日

(あて先) 指定管理者

使用者 住所
団体名
氏名
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス
_____@_____

次のとおりコミュニティセンターの施設の使用を取り消します。

使用を取り消す施設	コミュニティセンター名	千葉市	コミュニティセンター
	室名		
使用日時	年 月 日 () 時から 時まで		
許可の年月日 及び許可番号			
使用を取り消す理由			
添付書類	使用許可書		

様式第7号

千葉県コミュニティセンター施設使用許可事項変更許可申請書

年 月 日

(あて先) 指定管理者

申請者 住所

団体名

氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

コミュニティセンターの施設の使用について、許可を受けた事項を次のとおり変更したいので、申請します。

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日 () 時から 時まで			
	使用施設	コミュニティセンター名	千葉県 コミュニティセンター		
		室名			
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
使用備品					
許可の年月日及び許可番号					
変更事項及び変更後の内容					
添付書類	使用許可書				

様式第8号

千葉県コミュニティセンター施設使用許可事項変更許可書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊟

コミュニティセンターの施設の使用に関する許可事項の変更の申請について、次のとおり許可します。

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日 () 時から 時まで			
	使用施設	コミュニティセンター名	千葉県 コミュニティセンター		
		室名			
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
使用備品					
許可の年月日及び許可番号					
変更事項及び変更後の内容					
添付書類	使用許可書				

様式第9号

千葉県コミュニティセンター施設使用許可事項変更不許可通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊦

年 月 日付けで申請のあったコミュニティセンターの施設の使用に関する許可事項の変更については、許可しないので通知します。

1 申請の内容

許可を受けた事項	使用日時	年 月 日 () 時から 時まで			
	使用施設	コミュニティセンター名	千葉県 コミュニティセンター		
		室名			
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
使用備品					
許可の年月日及び許可番号					
変更事項及び変更後の内容					

2 許可しない理由

不服申立て等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提訴することができます。

様式第10号

千葉県コミュニティセンター施設使用許可取消通知書

第 号
年 月 日

様

指定管理者 ㊦

次のとおりコミュニティセンターの施設使用許可を取り消しましたので、通知します。

取り消した使用許可の内容	使用日時	年 月 日 () 時から 時まで			
	使用施設	コミュニティセンター名	千葉県 コミュニティセンター		
		室名			
	使用人員	小学生以下	中・高校生	一般	合計
		人	人	人	人
	使用目的				
	使用備品				
許可の年月日及び許可番号					
使用許可を取り消した理由					

不服申立て等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、指定管理者を被告として提訴することができます。

様式第11号

(平成 22 規則 43・全改)

千葉県コミュニティセンター使用料等料金減免申請書

年 月 日
(あて先)千葉県長
住所
氏名(団体名) ()
代表者名(団体の場合)
連絡先電話番号
連絡先電子メールアドレス @
次のとおり使用料又は手数料の減免を申請します。
利用日時 年 月 日 午前 時 分～午前 時 分 後 後
利用施設
申請理由
既定額
減免後の額
承認月日 年 月 日 承認番号
備考

注 太線内のみ記入してください。

様式第12号

図 書 貸 出 申 込 書	
年 月 日	
氏 名(フリガナ)	対 象
	小学生以下 ・ 中・高校生 ・ 一 般
	小学生以下 ・ 中・高校生 ・ 一 般
	小学生以下 ・ 中・高校生 ・ 一 般
	小学生以下 ・ 中・高校生 ・ 一 般
住 所	
連絡先電話番号	()
連絡先電子 メールアドレス	@
保護者氏名	(中学生以下の方だけ記入してください。)
住所の確認	身分証明書 運転免許証 保険証 その他 ()

様式第13号

氏 名 (フリガナ)				
住 所				
連絡先電話番号	—			
連絡先電子メールアドレス	@			
<table border="1" style="width: 100px; height: 20px; margin: 0 auto;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				図 書 貸 出 券

様式第14号

千葉市コミュニティセンター指定管理者指定申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地

名 称

代表者の氏名

㊦

担当者の氏名

連絡先電話番号

連絡先電子メールアドレス

@

次のコミュニティセンターの指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

コミュニティセンターの名称

様式第15号

千葉市指令 第 号

千葉市コミュニティセンター指定管理者指定書

様

次のコミュニティセンター指定管理者として指定します。

年 月 日

千葉市長



1 コミュニティセンターの名称

2 指定期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 指定の条件

様式第16号

千葉市指令 第 号

千葉市コミュニティセンター指定管理者不指定通知書

様

年 月 日付けで申請のあった次のコミュニティセンターの指定管理者の指定については、次の理由により指定しないので通知します。

年 月 日

千葉市長



- 1 コミュニティセンターの名称
- 2 理由

不服申立て等について

- 1 この処分についての異議申立ては、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉市を被告として提訴することができます。

様式第 17 号

No.		No.	
千葉市コミュニティセンター 体育施設使用券控		千葉市コミュニティセンター 体育施設使用券	
一般 中・高校生 小学生以下 2 時間 円 指定管理者		2 時間 円 (1 人 1 回当日限り) 指定管理者	

様式第 18 号

No.		No.	
千葉市コミュニティセンター 体育施設使用超過券控		千葉市コミュニティセンター 体育施設使用超過券	
一般 中・高校生 小学生以下 1 時間 円 指定管理者		1 時間 円 (1 人 1 回当日限り) 指定管理者	